

掛川市産後ケア事業のご案内

産後、退院直後からお子さんが1歳を迎える前日まで、お母さんが安心して子育てができるよう、心身のケアや育児相談などを助産師などから受けられます。「どのようなことをしてもらえるの?」「自分も使えるの?」など、気になることがありましたら、お気軽にお問い合わせください。



利用できる方

※医療行為が必要な場合は利用できません。

出産後1年以内のお母さんと赤ちゃん

掛川市に住民票がある方で産後ケアを必要とする方

産後ケアの内容

お母さんと赤ちゃんの健康管理
乳児の発達・育児相談
沐浴等の育児指導
乳房ケアの仕方・授乳方法の助言や指導等



※講座受講を目的とした場合は対象となりません。

利用内容

サービスは、状況により組み合わせて選択できます。

サービスの種類	内容及び時間等
短期入所 (ショートステイ)型	宿泊 原則4食付き 1泊2日の場合、利用日数は2日分となります。
通所 (デイサービス)1日型	午前10時から午後6時までの施設滞在 昼食付き
通所 (デイサービス)半日型	2時間以上4時間以内の施設滞在
居宅訪問 (アウトリーチ)型	基本2時間の訪問 (延長の場合は自己負担)

◎利用日数の上限は、すべてのサービスを合わせて7日間です。サービスの利用は半日または2時間以内でも1日とカウントします。

利用料と自己負担

自己負担金は公費負担額を差し引いた金額となります。施設ごとに利用料が異なり、自己負担がわかります。おおよその金額は裏面にてご確認ください。詳しい料金は、利用施設または右記担当まで、お問い合わせください。

【例】 一日当たり利用料金30,000円の施設に市民税課税世帯が1泊2日で利用した場合
(利用料金30,000円-公費負担額21,000円) × 2日間 = 自己負担18,000円
 ※居宅訪問事業では別途交通費がかかる場合があります。料金は施設にお問い合わせください。

～ 産後ケア利用者の方の感想・これから利用する方へのメッセージ～

「助産師さんがいつも笑顔で迎えてくれて本当にありがたかったです。一人で不安だったのが軽減されました」

「初めて利用するまでは、このくらいでも頼っていいのかと思い、連絡しづかったです。利用して思っていたより自分が疲れていたのでリフレッシュになりました」

「利用するとワンオペで息が詰まりそうな気持ちが緩和されます。帰ってからまたがんばろうと前向きな気持ちになれます」

(アンケートより抜粋)

利用のしかた

- ・利用日の7日前までに申請をお願いします。
- ・利用券の交付には7日ほどお時間をいただいています。
- ・ご利用をお急ぎの場合は、下記担当までご相談ください。
- ・申請やご利用についても、お気軽にお問い合わせください。



① 予 約

- ・裏面の契約施設から、利用したい施設を選んでください。
- ・施設に直接連絡し、サービスの種類と日時を施設と相談して決め、予約をしてください。その際、利用時の持ち物、利用内容、注意事項を確認してください。

※産前（妊娠中）に申請する方は予約は不要です。

② 申 請 及 び 面 談

☆申請について

【時 期】 概ね妊娠8か月(28週)以降から受付けています。
 ※利用者・配偶者、その両親も申請できます。

【場 所】 徳育保健センター（掛川市健康医療課おやこ保健係）

☆面談について

申請書の記入後に、保健師との面談(5分～10分程度)をさせていただきます。産婦さんやお子さんの体調、産後ケアご利用時の希望内容等を確認します。(申請書は健康医療課窓口にあります。掛川市のホームページからダウンロードすることもできます)

③ 利用券の 交 付

「産後ケア事業利用決定通知書」と「産後ケア事業利用券(7枚)」が届きます。

※一度の申請で利用券を7枚お渡ししますので、利用毎の下記担当への連絡は必要ありません。
 ※利用期限は、出産後1年以内です。失くさないようご注意ください。(紛失の場合はご連絡ください)
 ※妊娠中に申請された方は、出産後に利用予約が済みましたら、下記担当にお電話ください。

④ 利 用 及 び 支 払い

- ・利用券に必要事項をご自身で記入してください。
- ・利用日は利用券(1回につき1枚、短期入所1泊2日の場合は2回分)を施設へ提出し、利用後、自己負担金を施設にお支払いください。

利用時の持ち物

- ・母子健康手帳
 - ・必要な母子の衣服
 - ・タオル
 - ・紙おむつ・おしりふき
 - ・哺乳ビン・ミルク(必要な方・使用している方)
- ※詳しくは施設にご確認ください。

利用上の注意

- ・利用の中止や変更がある場合は、必ずすみやかに施設にご連絡ください。
(連絡の無い場合はキャンセル料が発生する場合がありますのでご注意ください)
- ・利用券交付後、内容に変更がある場合は健康医療課へ変更申請書の提出が必要です。

担 当

掛川市徳育保健センター内 掛川市役所健康医療課おやこ保健係

〒436-0068
 掛川市御所原9-28
 電 話 (0537) 23-8111

